

浦添市スポーツ推進計画改定基礎調査業務仕様書

1 業務名称

浦添市スポーツ推進計画改定基礎調査業務

2 業務の目的

本業務は浦添市スポーツ推進計画（平成 27 年度～令和 6 年度）の期間満了に伴い、これまでの取組の検証、国や県の動向等、次期計画に必要な基礎的データを収集・分析することを目的とする。あわせて、現在整備中の新市民体育館や陸上競技場といった新施設を効果的に活用した、「スポーツコンベンションの推進」の視点も取り入れた計画内容とするための基礎的検討を含むものとする。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 13 日（金）

4 業務内容

以下の（１）～（８）の業務を実施すること。なお、業務の詳細については、企画提案に基づき発注者と協議の上決定するものとする。

（１）現行計画の評価及び課題の整理

既存資料等を基に、現行計画の進捗状況についてとりまとめ、総括的な評価を行い、今後に向けた課題等を整理する。また、施策を検討するにあたり必要に応じて関係各課・団体等とのヒアリングを行う。

（２）社会情勢、関連計画の分析及び要件整理

①スポーツ推進に関する国や県の政策動向や、本市のスポーツ振興の現状についての情報収集を行い、次期推進計画策定において留意すべき点などを整理する。

②本市の関連計画、国や県の上位計画等の内容を整理し、次期推進計画における方向性や課題等を整理する。

（３）アンケート調査

アンケート調査により、スポーツに関する市民の活動状況やニーズを把握し、分析・課題抽出を行う。

【アンケート調査実施概要（案）】

①調査対象地域：浦添市内全域

②調査対象者：18 歳以上の男女 2,000 人程度を想定（対象者は市が抽出）

③調査方法：郵送配布、郵送・WEB 回収

※市が宛名ラベルを作成し、受託者へ提供することを想定

④想定回答率：約 25%（500 サンプル以上）

⑤アンケート調査票の作成：調査の趣旨を踏まえ、調査項目の立案、調査票の作成を行い、発注者と協議の上、調査票を確定する。

(4) 新設されるスポーツ施設の活用に関する調査・検討

スポーツコンベンションの推進に向け、新市民体育館や陸上競技場等を活用したイベント・大会等の開催可能性、必要な受入体制等について、他自治体の取組事例調査や関係者ヒアリング等を通じて検討すること。

(5) 次期スポーツ推進計画策定に向けた提案

(1)～(4)の分析や調査結果等を基に、当市が抱える課題を整理し、次期計画に向けた施策の方向性案を提示すること。

(6) 基礎調査報告書の作成

アンケート調査結果及びその他必要とする資料を取りまとめ、基礎調査報告書を作成すること。

(7) 審議会等の運営支援

会議資料作成、運営補助、議事要旨の作成等の支援を行うこと。(年2回程度を想定)

(8) その他

上記(1)～(7)のほか、業務の目的に関連した調査又は独自企画があれば提案・実施すること。

5 成果品の提出

(1) 基礎調査報告書：5部(紙媒体・簡易製本)

(2) 上記に関わるデータ一式(電子データ)

(3) 経費明細書：1部(紙媒体)

6 業務執行体制について

本業務の執行体制は、次のとおりとする。

(1) 本業務の実施に必要な能力、経験等を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を明らかにし、契約期間中は、専任の主任担当者(業務担当者)を配置すること。なお、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴等を有する代替者を充てられる体制を整えること。

(2) 業務担当者は、進捗状況の確認のため、浦添市文化スポーツ振興課の担当者と適宜調整ができるよう体制を整えること。

7 その他

(1) 打合せ等について

本業務の実施にあたり、発注者への業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を定期的を開催すること。

(2) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務の履行期間中及び履行期間終了後においても、必要に応じて、発注者は受託者に対し業務の適正な執行を確認するために必要な根拠資料の提出、新たな資料の作成等を求めることができるものとし、受託者はその求めに応じ、積極的に協力すること。

(3) 業務適用範囲の確認

本仕様書に定めのない事項であっても、社会通念上必要とされる業務項目については、

本業務の範囲として、受託者において実施するものとする。

(4) 著作権について

本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませたうえで納入し、報告書等に関する著作権は、発注者に帰属するものとする。なお、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

(5) 協議等

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方が協議して決定する。